

中国運輸局防災業務計画実施細目

制定	平成16年	9月	1日	中国交環第26号
改正	平成17年	4月	1日	中国交環第1-2号
改正	平成17年	9月	1日	中国交環第22-3号
改正	平成18年	6月	30日	中国交環第23号
改正	平成20年	6月	30日	中国総総第70-2号
改正	平成25年	3月	28日	中国総総第339号
改正	平成25年	9月	18日	中国総総第127号
改正	平成27年	6月	30日	中国総総第97-2号
改正	平成29年	8月	2日	中国総総第96号
改正	平成30年	4月	26日	中国総総第21号
改正	平成31年	4月	23日	中国総総第13号
改正	令和3年	3月	31日	中国総総第255号
改正	令和5年	3月	29日	中国総安第23号

中国運輸局防災業務計画実施細目

中国運輸局防災業務計画（平成16年9月1日中国運輸局達第5号・以下「防災業務計画」という。）に基づき、及び、これを実施するため、中国運輸局防災業務計画実施細目（以下「実施細目」という。）を下記のとおり定める。

記

- 第1 事務の分掌（第4条関係）
防災に関する事務の分掌は別紙1による。
- 第2 災害対応チェックリスト等の作成（第6・16条関係）
1 総務部は、各部において作成（更新を含む）された災害対応方針等に基づき、災害時の初期対応手順等含む災害対応チェックリスト（以下「チェックリスト」という。）及び災害初動体制マニュアルを作成するものとする。
2 総務部は、災害対策要員の氏名及び電話番号等を記載した「中国運輸局災害対策本部本部員等招集連絡表及び重大事故等速報連絡体制一覧表」を作成し、各部各支局等からの報告に基づき、これを更新するものとする。
3 総務部は、作成したチェックリストを各部各支局等で共有し、各部各支局等においては、チェックリストに基づく災害時の対応を職員に周知するとともに災害初動体制マニュアルを職員に常時携行させるものとする。
- 第3 中国運輸局運輸安全防災・危機管理業務推進本部の組織と運営（第5条関係）
中国運輸局運輸安全防災・危機管理業務推進本部の組織と運営については、別紙2のとおりとする。
- 第4 災害対策本部の設置基準等（第6・30・48・63・82・93条関係）
災害対策本部の設置に至らない災害又は災害対策本部を設置するまでの間における職員の参集等、災害対策本部の設置、その他災害時の応急対応については、別紙3による。
- 第5 復興対策本部の設置基準（第6条関係）
災害対策本部を廃止した場合等において、中国運輸局長が災害からの復旧・復興対策を迅速かつ一体的に実施するために必要と認めた場合は、復興対策本部を設置する。
- 第6 災害対策本部及び復興対策本部の事務局
災害対策本部及び復興対策本部について、その運営の事務を行わせるため、事務局を、自然災害及び原子力災害にあつては総務部に、鉄道災害、海上災害及びその他の事故災害にあつては当該災害を主管する部に置く。
- 第7 災害対策本部及び復興対策本部の構成の特例（第7条関係）

災害対策本部及び復興対策本部の構成については、防災業務計画第7条を基本とするが、災害の種類、規模、態様等を勘案し、局長の判断により、本部員を、総務部長、当該災害を主管する部及び関係部の部長並びに総務部次長及び広報対策官に限定することができるものとする。

第8 災害対策連絡室の設置

警戒体制が適用される状況において、中国運輸局における自然災害及び原子力災害の応急対策を迅速かつ一体的に実施するため、総務部長が必要と認めた場合に、中国運輸局災害対策連絡室（以下「災害対策連絡室」という。）を設置することができるものとする。

第9 災害対策連絡室の構成等

- 1 災害対策連絡室は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 室長 総務部長
 - (2) 構成員 安全防災・危機管理調整官、安全防災・危機管理課長及び各部主管課長
- 2 室長は、災害対策連絡室の事務を円滑に遂行するために必要と認めた場合には、前項に定める者以外の者を構成員に指名する。
- 3 室長は、室の事務を統括する。
- 4 室長に事故あるときは、安全防災・危機管理調整官がその職務を代理する。
- 5 各部主管課長に事故あるときは、各部の課長等（建制順）がその職務を代理する。
- 6 災害対策連絡室は以下の事務を所掌する。
 - (1) 情報の収集及び伝達に関すること。
 - (2) 活動体制の確立に関すること。
- 7 災害対策連絡室について、その運営の事務を行わせるため、事務局を総務部に置く。

第10 災害対策連絡室の廃止

災害対策連絡室は、警戒体制の解除又は警戒体制から非常体制への移行により廃止するものとする。

第11 代替施設（第13条関係）

中国運輸局（広島合同庁舎4号館）庁舎が被災し使用できなくなった場合、次に掲げる施設を、中国運輸局庁舎の代替施設として職員が安全に防災対策業務を遂行することができることを確認しつつ、その順位に従い使用する。

- ① 広島運輸支局本庁舎
- ② 呉海事事務所
- ③ 尾道海事事務所
- ④ 山口運輸支局徳山庁舎
- ⑤ 広島運輸支局福山自動車検査登録事務所
- ⑥ その他

第12 広報体制（第14条関係）

災害時における広報体制は、別紙4による。

第13 速報連絡責任者及び同代行者による情報の報告

「中国運輸局災害対策本部本部員等招集連絡表及び重大事故等速報連絡体制一覧

表」において指定された速報連絡責任者及び同代行者は、「中国運輸局危機管理対策要綱（平成16年9月1日中国運輸局長達第6号）」第9条第2項に掲げる情報の報告に当たっての留意事項に準じて速報を行うものとする。

第14 情報の収集・伝達（第15条関係）

- 1 情報の収集・伝達については、別紙5に基づき行うものとする。
- 2 情報の収集・伝達の様式については、別途様式を定めている場合を除き、別紙6「災害情報」によることを原則とする。

第15 災害対策要員の指定（第16条関係）

災害対策要員は別紙7に掲げる職員とし、災害時に備えた連絡体制を確立しておくものとする。

第16 職員等の災害応急対策（第17条関係）

- 1 職員等の災害応急対策は別紙8によるものとする。
- 2 中国運輸局における大規模地震の発生を想定した重要業務を継続するための業務継続計画を別に定める。

第17 災害対策本部本部員等の登庁基準等（第30・48・63・82・93条関係）

- (1) 職員の登庁は別紙3による。
- (2) 職員の招集連絡網は概ね別紙9による。
- (3) 非常登庁した職員の初動任務（事務はチェックリストによる。）
 - ① 庁舎等施設の被害状況の把握
 - ② 通信手段の確保
 - ③ 災害対策本部の設置
 - ④ 事業者等に対する情報収集

第18 情報提供窓口及び相談窓口の設置（第36・37・56・67・69・99・100条関係）

情報提供窓口及び相談窓口は、災害対策本部又は復興対策本部の設置期間中は、それぞれの本部に設置する。

各本部廃止後は主管部に窓口を設置することとし、窓口の設置・廃止についてはHP等に掲載し周知を行なう。

第19 公的な機関の決定等による対応マニュアル等

災害発生時の対応に関して、公的な機関の決定等による対応マニュアル等が定められている場合は、防災業務計画に定める対策のほか、各々の対応マニュアル等による対応をとるものとする。

第20 実施細目の見直し

実施細目は、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この実施細目は平成16年9月1日から施行する。
- 2 中国運輸局防災業務計画実施細目（平成11年10月8日中国企整第33号）は、廃止する。

附 則

この実施細目は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成25年9月18日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成29年8月2日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成30年4月26日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成31年2月 6日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成31年4月23日から施行する。

附 則

この実施細目は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、令和5年4月1日から施行する。

別紙1(第1関係)
防災に関する事務の分掌

1. 災害予防

項目	事務分掌	備考(本省窓口等)
災害発生時等における業務体制の整備	災害対策本部、復興対策本部、災害対策連絡室の整備	総務部安全防災・危機管理課 大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
	各部各課における体制の整備	各局
防災対策の検討体制の整備	局内及び関係機関との間における連絡調整	総務部安全防災・危機管理課
	推進本部の庶務	安全防災・危機管理課
規定及びマニュアル等の整備	防災業務計画等規定の見直し	総務部安全防災・危機管理課 大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
	災害時の対応方針等	各部 各局・大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
	チェックリスト等の整備	総務部安全防災・危機管理課 各局・大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
庁舎の防災機能の向上等	庁舎の防災機能の向上	総務部総務課 大臣官房会計課
	通信システム等の機能の向上	総務部安全防災・危機管理課
	コンピューターシステムバックアップ体制の整備	(総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
	・運輸局行政ネットワークシステム ・人事情報ネットワークシステム ・会計事務データ通信システム ・船舶検査データベースシステム ・海技従事者の登録システム	総務部総務課 情報管理部情報企画課 大臣官房人事課 大臣官房会計課 海事局 海事局
	・自動車の検査登録システム ・外国船舶監督情報ネットワークシステム	自動車技術安全部管理課 自動車局 海事局
庁舎が被災した場合の代替施設の確保	総務部総務課 大臣官房会計課及び大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)	
主要交通機能の強化	交通施設等の耐災害性の向上等	各部各課 各局
	多重的交通体系の整備	各部各課 各局 大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
	(総括)総務部安全防災・危機管理課	
防災に関する広報・情報提供等の体制の整備	総務部広報対策官 総務課 安全防災・危機管理課	大臣官房広報課
情報の収集・伝達体制の整備	情報伝達ルートの確立	各部各課 各局 (総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
	情報伝達手段の確保	(総括)総務部安全防災・危機管理課
	多様な情報収集手段の確保	
通信手段等の整備	各部各課 各局 (総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)	
	(総括)総務部安全防災・危機管理課	
関係機関との連携	各部各課 各局 (総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)	
	(総括)総務部安全防災・危機管理課	
応急復旧体制等の整備	各部各課 各局 (総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)	
	(総括)総務部安全防災・危機管理課	
緊急輸送及び代替輸送の実施体制の整備	緊急輸送ネットワーク整備への協力	各部各課 各局 (総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
		(総括)交通政策部環境・物流課
	輸送施設、輸送拠点の整備	各部各課 各局 (総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
		(総括)総務部安全防災・危機管理課
	関係事業者等に対する指導	各部各課 各局 (総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
	(総括)総務部安全防災・危機管理課	
関連情報の整備保存等	各部各課 各局 (総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)	
	(総括)総務部安全防災・危機管理課	
代替輸送実施体制の整備	各部各課 各局 (総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)	
	(総括)交通政策部環境・物流課	
二次災害の防止体制の整備	各部各課 各局 (総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)	
	(総括)総務部安全防災・危機管理課	
後方支援体制の整備	各部各課 各局 (総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)	
	(総括)総務部安全防災・危機管理課	
防災訓練及び防災教育等の実施	総務部安全防災・危機管理課	(総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)

2. 災害応急対策

項目		事務分掌	備考(本省窓口等)
災害発生直前の対策		各部各課 (総括)総務部安全防災・危機管理課	各局 (総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
情報の収集及び伝達		各部各課 (総括)総務部安全防災・危機管理課	各局 (集約)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
活動体制の確立	災害対策本部の庶務	各部各課 (総括)総務部安全防災・危機管理課	各局 (庶務)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
	政府対策本部等への対応	総務部安全防災・危機管理課	各局
	職員・庁舎・宿舍等の確認	総務部安全防災・危機管理課 総務部総務課 総務部人事課 総務部会計課	大臣官房会計課
	情報伝達手段の確保	総務部安全防災・危機管理課	各局 (対外部)大臣官房広報課
被災施設等の応急復旧の実施		各部各課 (総括)総務部安全防災・危機管理課	各局
緊急輸送及び代替輸送の実施	各部各課 (総括)交通政策部環境・物流課	各局 (政府対策本部等との調整)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当) (モード間調整) 大臣官房参事官付(運輸安全防災担	
二次被害防止対策の実施		各部各課 (総括)総務部安全防災・危機管理課	各局
地方公共団体等への支援		各部各課 (総括)総務部安全防災・危機管理課	各局 (総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
被災者等に対する支援政策の実施	被災者に対する避難場所、宿泊施設等の提供	総務部安全防災・危機管理課	各局(国土交通省管理の土地)大臣官房会計課
	特例措置の提供、適切かつ公正な輸送サービスの提供	各部各課 (総括)総務部安全防災・危機管理課	各局 (総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
	公共交通事故被害者等の支援措置	交通政策部バリアフリー推進課	総合政策局安心生活政策課
広報		総務部広報対策官 総務課 安全防災・危機管理課	大臣官房広報課 (総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
自発的支援への対応		総務部安全防災・危機管理課	

3. 災害復旧・復興

項目		事務分掌	備考(本省窓口等)
復旧・復興業務体制の整備	復興対策本部の庶務	総務部安全防災・危機管理課	(総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
災害復旧の実施	本格復旧の実施	各部各課 (総括)総務部安全防災・危機管理課	各局
	関係事業者等に対する支援措置	各部各課 (総括)総務部安全防災・危機管理課	各局
	代替輸送の実施	各部各課 (総括)交通政策部環境・物流課	(総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
	復興予定時期等の広報	総務部広報対策官 総務課 安全防災・危機管理課	大臣官房広報課
計画的復興に対する支援	国土交通省の復興対策本部との連携	総務部安全防災・危機管理課	(総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
	地方公共団体への職員の派遣	総務部安全防災・危機管理課	(総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
	地方公共団体による復興計画の策定、推進への支援	総務部安全防災・危機管理課	(総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
	がれきの処理 (輸送体制の整備・交通施設での受入)	各部各課 総務部安全防災・危機管理課	(総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
	復興物資の輸送体制の整備への協力	各部各課 (総括)交通政策部環境・物流課	(総括)大臣官房参事官付(運輸安全防災担当)
	騒音、振動、粉塵の発生の低減	各部各課	各局
被災事業者等に対する支援措置		各部各課	各局

別紙2（第5条関係）

中国運輸局運輸安全防災・危機管理業務推進本部の 組織及び運営について

中国運輸局防災業務計画実施細目第3に基づき、中国運輸局安全防災・危機管理業務推進本部の組織と運営について、以下のとおり定める。

I. 推進本部の構成

推進本部の構成員は、次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、構成員を追加し、または関係者に出席を求めることができる。

本部長 局長

安全防災・危機管理業務推進管理官 次長

本部員 各部長、総務部次長、安全防災・危機管理調整官、安全防災・危機管理課長、首席鉄道安全監査官、自動車交通部次長、首席自動車監査官及び首席運航労務監理官

II. 推進本部の所掌事務

推進本部は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 防災業務計画の見直し及び災害対応チェックリストの整備等に関すること。
- (2) 庁舎の防災機能の向上等に関すること。
- (3) 主要交通機能の強化に関すること。
- (4) 防災に関する広報、情報提供等の体制の整備に関すること。
- (5) 情報の収集・伝達体制の整備に関すること。
- (6) 通信手段等の整備に関すること。
- (7) 関係機関との連携に関すること。
- (8) 応急復旧体制等の整備に関すること。
- (9) 緊急輸送及び代替輸送の実施体制の整備に関すること。
- (10) 二次災害の防止体制の整備に関すること。
- (11) 後方支援体制の整備に関すること。
- (12) 防災訓練及び防災教育等の実施に関すること。
- (13) その他、中国運輸局防災業務計画第1条の目的を達成するため必要な事項。

III. 推進本部の開催

推進本部は、年1回以上、本部長が必要と認めたとときに開催する。

IV. 庶務

推進本部の庶務は、総務部安全防災・危機管理課において処理する。

中国運輸局災害時応急体制

令和3年3月31日改正

区分	注意体制	警戒体制	非常体制	
		【災害対策連絡室の設置】 ※自然災害及び原子力災害により警戒体制が適用される状況において、総務部長が必要と認めた場合に設置	【災害対策本部の設置】 ※非常体制の適用時に速やかに設置	
職員の対応	勤務時間内	<ul style="list-style-type: none"> 各部における情報の収集、連絡 総務部において情報の取りまとめ、報告 必要に応じ、広報活動等 必要に応じ、災害対策連絡室設置（総務部及び各部主管課長による対応） 自然災害時に特別休暇が認められる場合などの災害対策要員の確保は、各部において、連絡体制を確立の上で判断 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部設置（本部員、災害対策要員による対応） 各部の災害対策要員に欠員を生じる場合は、部内の調整により、代替要員を確保 	
	勤務時間外	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策要員は、自宅等における情報の収集、連絡 各部における情報の収集、連絡 必要に応じ、総務部において情報の取りまとめ、報告 必要に応じ、広報活動等 必要に応じ、災害対策連絡室設置（総務部及び各部主管課長による対応） 下記の場合を除き、災害対策要員の確保（登庁）は、各部において、連絡体制を確立した上で判断 ◆気象庁が震度5弱又は5強を発表した場合（総務部次長、安全防災・危機管理調整官、安全防災・危機管理課長、安全防災・危機管理課担当者登庁） ◆災害対策連絡室を設置する場合（構成員（総務部長、安全防災・危機管理調整官、安全防災・危機管理課長、各部主管課長）内調整により各部1名登庁） 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策本部設置（本部員、災害対策要員） 各部の災害対策要員に欠員を生じる場合は、部内の調整により、代替要員を確保 一般職員は、可能な限り登庁 	
管内における災害事象の発生又は警報等の発表毎の災害時応急体制の適用（被害の発生は交通施設等の運輸分野におけるもの）				
地震・津波・原子力災害	体制の適用	※下記に定める事象の発生に伴い、直ちに体制を確立 ※注意体制及び警戒体制に係る体制の変更及び解除は、応急対策の実施状況、被害の程度・変化の状況、災害の原因となった事象の今後の見通し、二次災害の可能性、本省の対応状況等を踏まえ、総務部が判断 ※非常体制（災害対策本部の設置）については、局長判断により、非常体制へ移行する可能性がある		
	地震	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁が震度4を発表した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁が震度5弱又は5強を発表した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁が震度6弱以上を発表した場合
	津波	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁が津波注意報を発表した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁が津波警報を発表した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁が大津波警報を発表した場合
	原子力災害	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故等が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故等により、放射性物質の放出等が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の特定事象が発生した場合
地震・津波以外の自然災害	体制の適用	※注意体制及び警戒体制に係る体制の変更及び解除は、応急対策の実施状況、被害の程度・変化の状況、災害の原因となった事象の今後の見通し、二次災害の可能性、本省の対応状況等を踏まえ、総務部が判断 ※非常体制（災害対策本部の設置）については、総務部と関係部の検討・調整を踏まえ、局長が判断		
	風水害	<ul style="list-style-type: none"> 気象警報が発表され、それにより交通機関の運行（航）抑止がなされた場合 土砂災害警戒情報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の乗客に影響を及ぼす交通施設等の被害が発生、又は特別警報が発表され、発生の恐れがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 高潮、土砂等により交通施設等に大規模な被害が発生し、更に被害の拡大が予想される場合 重大な人的及び物的被害が発生、又は発生するおそれがある場合
	火山災害	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報（火口周辺）のうち、「入山規制」又は「入山危険」が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報（居住地域）が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な被害が発生、又は発生するおそれがある場合
	雪害	<ul style="list-style-type: none"> 大雪に対する緊急発表、気象警報の発表又は交通機関の運行（航）抑止がなされた場合 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の乗客に影響を及ぼす交通施設等の被害が発生した場合 特別警報が発表された場合 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的影響が大きい重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合
原子力災害以外の事故災害	体制の適用	※注意体制及び警戒体制に係る体制の変更及び解除は、応急対策の実施状況、被害の程度・変化の状況、災害の原因となった事象の今後の見通し、二次災害の可能性、本省の対応状況等を踏まえ、災害主管部が判断 ※非常体制（災害対策本部の設置）については、災害主管部の検討・調整を踏まえ、局長が判断		
	鉄道災害	<ul style="list-style-type: none"> 相応の初動体制を要する鉄軌道事故が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 乗客に10人以下の死者又は重傷者20人以上又は軽傷者50人以上を生じる鉄軌道事故が発生した場合 上記の他、特異な鉄軌道事故が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の死傷者等を生じる大規模な鉄軌道事故が発生した場合
	海上災害	<ul style="list-style-type: none"> 相応の初動体制を要する海難が発生した場合 沖合において、対応の必要性が高い油等流出事故が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 遭難者5人以上を生じる海難が発生した場合 上記の他、特異な海難が発生した場合 沿岸部において、対応の必要性が高い油等流出事故が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> 多数の死傷者、行方不明者が生じ、又は生じるおそれのある大規模な海難が発生した場合 大規模な油等流出事故が発生し、又は発生するおそれがある場合
	その他事故災害	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集を必要とする事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的影響を及ぼす事故が発生し、又は発生するおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的影響が大きい大規模な事故が発生し、又は発生するおそれがある場合

災害時における広報体制

中国運輸局防災業務計画実施細則第12に基づき、災害発生時及び災害対策本部又は復興対策本部（以下「災害対策本部等」という）が設置された場合の広報体制について定める。

I 災害発生時

1 初期報道体制の確立

- (1) 災害対策本部等が設置されるまでの間、次項(2)、(3)の対応を行うものとする。
- (2) 災害発生後、災害主管部は災害に関する情報を広報対策官へ報告するものとし、広報対策官は初動広報体制を早急に検討・確立するものとする。
- (3) 休日等勤務時間外に災害が発生した場合は、広報体制確立まで時間がかかるため、広報対策官は当面非常参集した職員の中から広報担当員を指名し、緊急広報担当チームを構成して報道機関等の対応を行うものとする。
- (4) 災害対策本部等が設置された場合、緊急広報チームの業務については災害対策本部等へ移行するものとする。

II 広報体制

1 広報体制の確立

- (1) 広報担当責任者は広報対策官とする。但し、被災等で職務を遂行することが困難な場合は、本部長が指名する者を広報担当責任者とする。
- (2) 災害対策本部等が設置された場合は、広報・記録担当より選任された広報担当員が広報を担当するものとし、広報担当責任者は報道機関等に対する対外的な広報を統括する。
- (3) 広報担当員は総務部会計課長補佐、交通政策部交通企画課長補佐、自動車交通部自動車監査官とする。
- (4) 広報担当員は以下の事項を行うものとする。
 - ① 報道機関との対応
 - ② Ⅲ-1-(7)（報道ブース等での情報提供）に係る作業
 - ③ Ⅲ-2（資料配付による情報提供）に係る作業
 - ④ Ⅲ-3（記者レク・記者会見）に係る準備作業等
 - ⑤ Ⅲ-4（緊急に必要な情報提供等）に係る作業
 - ⑥ Ⅲ-5（記録・報告）に係る記録、報告作業等

 - ⑦ V（インターネットを利用した情報提供）に係る作業
 - ⑧ その他広報担当責任者が指示する事項

- (5) 広報担当責任者は災害の状況等を勘案し、人員不足などの事態を生じさせないなど広報体制の確立を図るものとする。

Ⅲ 記者発表

1 基本的事項

- (1) 記者発表についてはできる限り迅速・正確を旨とする。
- (2) 記者発表にあたっては、情報の内容、発表時期、発表方法などについて、本省及びその他関係機関等との連絡、調整を行うものとする。
- (3) 報道機関に提供する情報については災害対策本部が了承した事項とし、公表可能な事項と公表不可能な事項を明確に区分する。
- (4) 災害対策本部等が設置される以前に行われる記者発表内容の了承については、Ⅲ－1－(1)を勘案しつつ、当該災害を所掌する部において判断するものとする。
- (5) 取材に対しては誠意を持って対応するものとし、常にマスコミとの関係を良好に保つものとする。
- (6) 「現時点での情報」、「全体の状況が把握できない」等の限定された状況においても提供可能な情報は発表を行う。
- (7) 状況により報道機関専用の控室あるいは報道ブースを設けて、情報提供を行うものとし、いつ頃・誰が・どのような情報を提供するかを適宜示すものとする。
- (8) 混乱を防止するため、報道対応は可能な限り記者レク形式によるものとする。
- (9) 電話による個別取材に対しては誤解を招くような回答をせず、事項を確認の上折り返し回答するものとする。
- (10) 状況に応じ定時記者発表を行うものとする。
- (11) 定時記者発表を行う場合は、その方法、回数、時刻について本省及び関係機関と十分調整の上行うものとする。発表の回数等の変更を行う場合は、その理由について報道機関へ十分説明するものとする。

2 資料配付による情報提供

- (1) 資料配付による情報は以下のものとする。
- ① 災害発生の第1報
 - ② 災害対策本部等の設置、廃止
 - ③ 記者会見の開催通知
 - ④ 作業の進捗状況など説明を要しない事項
 - ⑤ V I Pの視察日程等
 - ⑥ その他広報担当責任者が指定した事項

3 記者レク・記者会見

- (1) 記者レク又は記者会見は、本部長、副本部長、又は本部員等が行うものとし、当該災害を所掌する部の課長等が補佐するものとする。

- (2) 広報担当責任者は、日程・場所等の調整を行うこととし、記者レク又は記者会見の進行を行うものとする。
- (3) 質問に対しては誠意を持って回答するものとし、誤解を招くような曖昧な回答や推測を含む回答は行わないように留意する。
- (4) 発表にあたっては、発言すべき内容を明確にし整理する。

4 緊急に必要な情報提供等について

- (1) 特に迅速に提供すべき情報については、報道各社に対しFAXにより配信する。なお、通信回線の状況等によりFAXの使用ができない場合は適宜利用可能な方法をとるものとする。

5 記録・報告

- (1) 記者レク、記者会見においては録音、メモ等で記録する。
- (2) 報道機関との個別対応においては報道機関名、記者名、連絡先、質問要点等を記録する。
- (3) 本省、関係機関等との連絡、調整事項について記録する。
- (4) 報道機関等への対応状況については、緊急性の状況に応じて口頭又はメモにより整理し、広報担当責任者へ報告するものとする。
- (5) 広報担当責任者は、前項の報告内容により関係部署への連絡、本部長への報告を行うものとする。
- (6) 必要に応じて、本省、関係機関等に対し記者発表資料等をFAX等で送付するとともに状況を連絡する。なお、通信状況により不可能な場合においては適宜対応するものとする。

IV 報道機関との調整

1 幹事社の選定依頼

- (1) 円滑な情報提供を行うため、報道各社の了解を得て幹事社の選出を依頼し、報道機関側窓口として協力を要請する。

2 記者発表要領等の調整

- (1) 記者発表についてはその都度報道各社へ連絡することとなるが、円滑な情報提供を維持するため、以下の事項については幹事社と調整の上、幹事社を通じ予定として報道各社へ連絡が行えるよう努めることとする。
 - ① 定時記者を行う場合の発表の方法、回数及び時刻等
 - ② 臨時記者発表の事前通知方法等
 - ③ 記者レク又は記者会見の場合、説明者、発表場所等

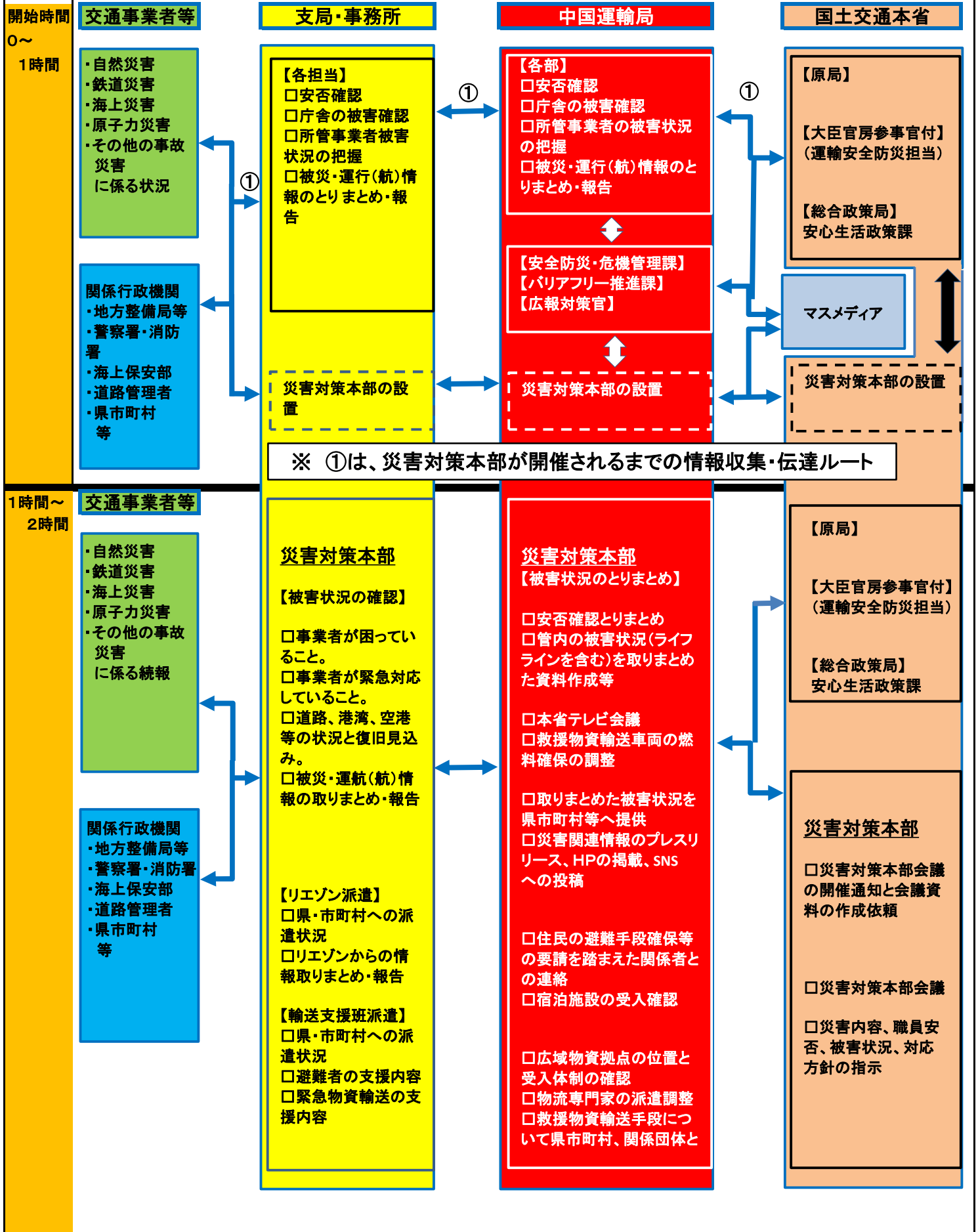
V インターネットを利用した情報提供

1 ホームページへの掲載

- (1) 被災状況、災害復旧情報などを地域住民に提供するため、できる限り中国運輸局ホームページに情報を掲載するものとする。
- (2) 情報提供は広報担当員が行うこととし、状況により広報担当責任者が指名するものを行うことができるものとする。
- (3) 掲載する情報は災害対策本部等が了承した事項とする。
- (4) 被災等により中国運輸局ホームページ用サーバが稼働不可能な場合、本省等との調整の上、国土交通省が管理する他サーバの利用の情報提供を行うものとする。

災害発生時の情報収集・伝達活動 タイムライン

令和4年3月22日(第2版) 中国運輸局



〇〇による各モード被害状況等について

〇鉄道関係

- (施設の被害等)
- ・新幹線の状況
- ・在来線の状況
- (運行状況)
- ・新幹線の状況
- ・在来線の状況

事業者 路線 運転休止

事業者名	線 名	運転休止区間	運転休止	運転再開	主な被害状況等

〇自動車関係

- ・バス関係
- (施設の被害等)
- (運行状況)
- ・高速バスの状況

事業者 路線 運転休止 事業者 路線 一部運休

事業者名	路線(方面)名	被害状況	備考(運行休止区間等)

- ・路線バスの状況

事業者 路線 運転休止 事業者 路線 一部運休

事業者名	路線(方面)名	被害状況	備考(運行休止区間等)

・タクシー関係

事業者名	運休状況	主たる原因	運行再開の見通し	被害状況	都道府県名

・道路

路線名	区間名	被害状況

・バスターミナル

所在地	バスターミナル名	被害状況

・トラック関係

所在地	事業者名	被害状況

・自動車検査場

所在地	運輸支局・事務所	被害状況

・軽自動車検査場

所在地	事務所	被害状況

・整備工場

所在地	整備工場名	被害状況

○海事関係

(1)施設等の被害状況

① 港湾運送事業者

所在地	事業者名	被害状況

② 貨物船事業者

所在地	事業者名	被害状況

③ 造船所

所在地	事業者名	被害状況

④ 船用関係

所在地	事業者名	被害状況

⑤ ポートレース場等

所在地	事業者名	被害状況

(2)運航状況

○事業者 ◯航路 運休

事業者名	航路名	運航状況	被害状況

○物流関係

1) 営業倉庫の被害状況

事業者名	倉庫名	所在地	被害内容

2) 公共トラックターミナルの被害状況

ターミナル名	所在地	施設被害	営業状況

○観光関係(観光施設及び宿泊施設)

施設名	所在地	施設被害	営業状況

○総務関係

1) 庁舎等の被害状況

運輸支局・事務所	所在地	職員安否	庁舎被害等	業務継続

2) リエゾンまたはTEC-FORCEの派遣状況

派遣元	派遣先	派遣内容(リエゾンは記載不要)	派遣人数

別紙7(第15関係)

災害対策要員の指定(73人) ○は災害対策本部詰め要員(6人)

所 属	職 名	所 属	職 名
総務部(10人)		自動車交通部(9人)	
安全防災・危機管理課	○補佐 ○専門官	旅客第一課	次長 課長 補佐
総務課	○課長 ○補佐 安全係長	旅客第二課	課長 補佐
人事課	○課長 ○補佐 人事係長	貨物課	課長 専門官 首席自動車監査官 自動車監査官
会計課	課長 補佐		
交通政策部(7人)		自動車技術安全部(7人)	
交通企画課	次長 課長 補佐	管理課	課長 専門官
環境・物流課	課長 補佐	整備・保安課	課長 専門官
バリアフリー推進課	課長 補佐	技術課	課長 補佐 保安・環境調整官
観光部(7人)		海事振興部(11人)	
観光企画課	次長 課長 観光企画係長	旅客課	次長 離島航路活性化調整官 調整官 課長 補佐
国際観光課	課長 補佐	貨物・港湾課	課長 補佐
観光地域振興課	課長 補佐	船舶産業課	課長 補佐
		船員労政課	課長 補佐
鉄道部(9人)		海上安全環境部(13人)	
計画課	次長 地方鉄道再構築推進調整官 課長 補佐	船舶安全環境課	海事保安・事故保障対策調整官 課長 専門官
技術・防災課	課長 補佐	船員労働環境・海技資格課	課長 補佐 首席運航労務監理官 次席運航労務監理官
安全指導課	課長 補佐 首席鉄道安全監査官		首席海事技術専門官(船舶検査官) 次席海事技術専門官(船舶検査官) 首席海事技術専門官(船舶測度官) 首席海技試験官 首席外国船舶監督官 次席外国船舶監督官

※補佐、専門官等が配置されない場合は相当職をもってあてることとする。

職員等の災害応急対策

1. 執務時間外における被災時の職員等の安否確認

① 甚大な被害が危惧される事態の場合は、原則として、職員（家族を含む）の安否、住居の被害状況及び参集の可否を安否確認システムより速やかに報告する。

なお、安否確認システムによる安否確認が不可能な際には、メール、電話又は災害用伝言ダイヤル「171」を活用する等、あらゆる手段により、所属課長・首席及び所属長にその安否が伝わるよう努めることとする。

② 所属課長・首席は、安否確認システムに職員から報告がない場合は、職員に安否を確認の上、安否確認システムへの報告を指示（職員が報告できる状況にない場合は自らが代行報告）するとともに、必要に応じて所属長及び庶務担当課長・首席へ報告する。

③ 職員等の被害が確認された場合、総務部長は状況に応じて救護等必要な措置を執るものとする。

2. 執務時間中の庁舎被災対策

① 来庁者、職員の避難誘導

庁舎管理者の指示のもとに庶務担当課が誘導を行う。

避難の際はエレベーターの使用は避け、速やかに行うこととする。

一次避難場所は、近隣の安全な空地、また、二次避難場所は、市町村が指定する広域避難場所とし、対応マニュアル等で避難場所を明らかにしておくものとする。

避難後は、各課等の長は部下及び関係来庁者の点呼を行い所属長に報告することとし、要介護者及び行方不明者が判明した場合には、消防署に通報する等救護のための適切な措置を講じることとする。

参考：避難誘導例「〇〇が火事です。落ち着いて、〇〇へ階段を使って順次避難してください。」

② 職員による初期防災

強い地震を感じた場合、火元責任者は、ガス元栓を閉鎖すること。また、地震の鎮静後、所管施設の点検を行い、危険箇所を発見したときは立入禁止措置を行うとともに、庁舎管理者に通報すること。

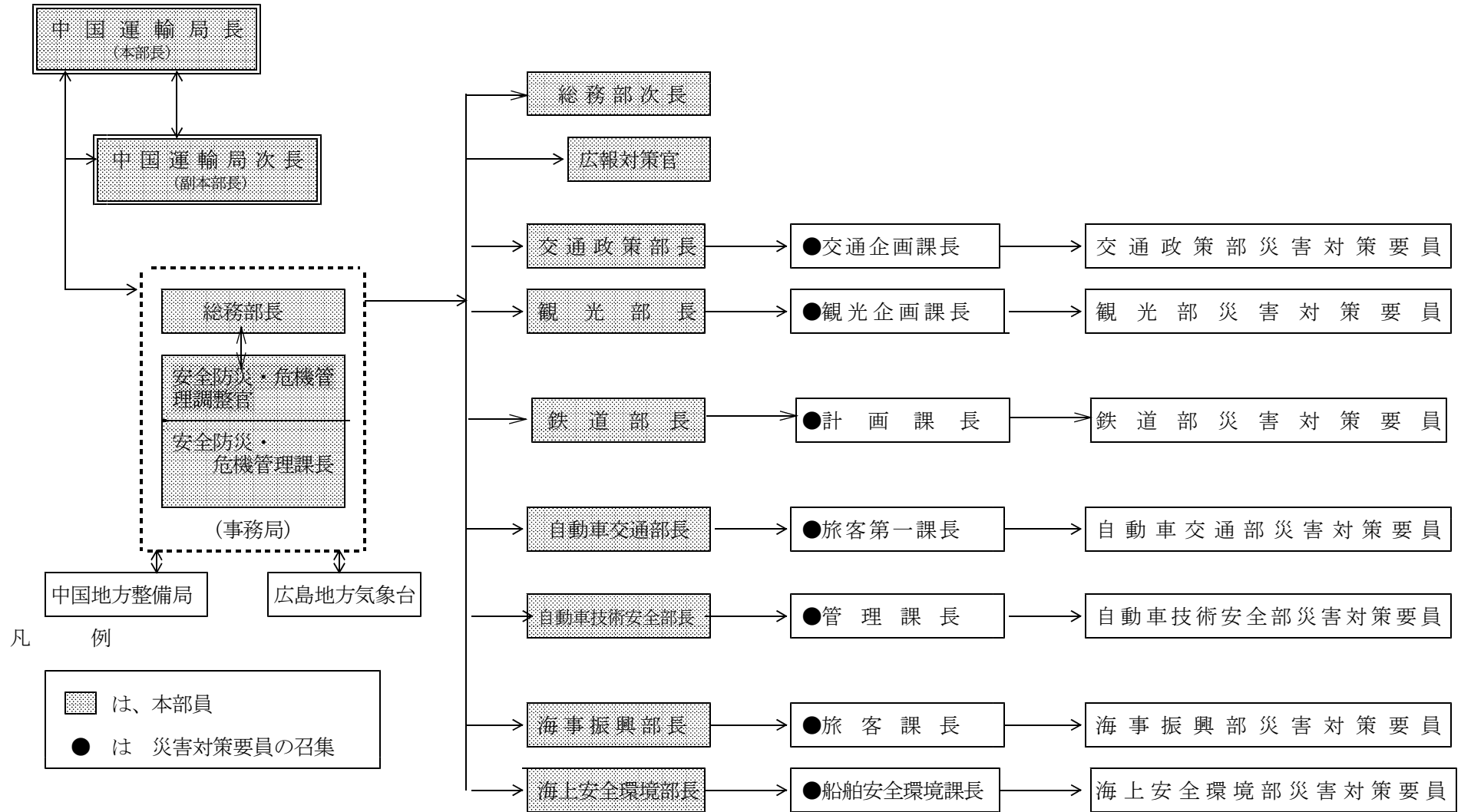
火災の発見者は大声で連呼するとともに、初期消火が十分可能と判断されるときには近隣の職員の協力を求め、消火器、消火ホースにより消火に努め、危険を感じた場合には直ちに避難すること。なお、防火管理者は火災発生とともに、最寄りの火災報知器を作動させるとともに、消防署に通報し、適切な方法により庁舎管理者へ急報すること。

③ 重要書類等の搬出

焼失が危惧される災害であって、退避までに時間的余裕が十分あると判断される場合、重要書類等搬出担当者は最重要書類等に限って、非常用持出袋等に収納し、所属課長・首席の指示のもとに避難の際携行し、監視すること。なお、平時から、各課等は非常持出リストを作成しておくこと。

中国運輸局災害対策本部本部員等連絡体制

(自然災害・原子力災害)



中国運輸局災害対策本部本部員等連絡体制

(鉄道災害・海上災害・その他の事故災害)

